



2024年4月18日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ラ ッ ク ラ ン ド
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 望 月 圭 一 郎
(コード番号：9612 東証プライム)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 長 磯 部 伸 弘
(TEL：03-3377-9331 (代表))

ガバナンス委員会の設置に関するお知らせ

当社は、2024年4月12日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」（以下「本お知らせ」といいます。）にてお知らせしましたとおり、同日、特別調査委員会より、本お知らせ記載の本件事案及び本関連事案（以下、あわせて「本件」といいます。）に関する調査報告書を受領いたしました。当社は、今回の事態を真摯に受け止め、具体的な再発防止策を策定・実行し、内部統制及びガバナンス体制の強化に取り組むため、同月16日開催の取締役会においてガバナンス委員会（以下「本委員会」といいます。）を設置すること及び本日付取締役会において本委員会の委嘱事項をそれぞれ決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本委員会の目的及び委嘱事項

本委員会は、当社の内部統制及びガバナンス体制に対する当社のステークホルダーからの信頼を回復することを目的とし、その委嘱内容は、当社取締役会の諮問機関として、①本件の原因並びに当社の内部統制及びガバナンス体制上の問題点を分析し（これらに必要な範囲での本件の検証を含みます。）、②具体的な再発防止策を検討及び策定し、③再発防止策の運用に対するモニタリングを行い、④その他ガバナンス委員会が必要と認め取締役会が委嘱した事項を対応することにあります。

2. 本委員会の構成

委員長：沼井 英明（弁護士/沼井綜合法律事務所）
委 員：大下 良仁（弁護士/善国寺坂法律事務所）
委 員：横山 友之（公認会計士/公認会計士横山友之事務所）
委 員：若林 要（株式会社若林 取締役）
委 員：大竹 隆一（取締役・監査等委員）
委 員：中山 礼子（社外取締役・監査等委員）
委 員：山崎 好和（社外取締役・監査等委員）

3. 今後の対応

当社は、ガバナンス委員会を中心として速やかに具体的な再発防止策を決定し、公表する予定です。

当社は、全社一丸となって株主、お取引先をはじめとする関係者の皆様からの信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上